第3種郵便物認可

朝日新聞 2007年4月26日

もっと知りたい

インタビュー Interview

今国会に提出された自動車運転過失致死傷罪を新設する刑法改正案。厳罰化を進める内容だが、被害者遺族の団体が「まだ甘い」として要望書を出した。なぜなのか。その団体の幹事を務める千葉市の井上保孝さん(57)、郁美さん(38)夫妻に聞いた。

（井上恵一朗）

「逃げ得」防ぐ法改正を

東名事故遺族 井上保孝・郁美さん夫妻

このひと いのうえ・やすたか、いくみ　99年に東名高速で飲酒運転のトラックに追突され3歳と1歳の娘を失った。署名活動が刑法の危険運転致死傷罪新設につながる。夫妻が幹事の「飲酒・ひき逃げ事犯に厳罰を求める遺族・関係者全国連絡協議会」は今月、刑法改正案の自動車運転過失致死傷罪が懲役7年以下では「納得できない」と要望書を法相に提出。

――厳罰化を進める法案がでたところで要望書を出したわけは。

保孝「法の抜け穴がふさがれていない。この改正では、私たちが訴えてきた『逃げ得』がなくならないということについて国会で知恵を出しあってほしいと考えた」

――01年に危険運転致死傷罪ができて、ひいた相手を助けず逃げた方が軽い罪になるケースが出ていると。

郁美「厳罰がまっているから悪質な運転をしてはいけないという認識が広まることを期待していた。が、飲酒運転をする側に知恵がつき、逃げて何日かたってから出頭し、厳しい法の適用を逃れる例が増えている」

保孝「昨年8月に福岡で起きた3児死亡事故では、逃げて大量の水をペットボトルで飲み干した後に飲酒検知を受け、飲んだ量に見合わない低いレベルでしか数値が出なかった。色々な手だてが横行している」

――自動車運転過失致死傷罪は、その翌月に埼玉県川口市で起きた園児死傷事故が背景にある。

郁美「今年初めに遺族と会い、現場を見た。住宅街の細い道で、角からまがって子どもたちに衝突するまでの距離は意外なほど長い。被告はカセットプレーヤーを操作していてずっと前を見ず、21人をなぎたおした。それが司法の場では脇見、過失という言葉ですまされてしまう。重大な結果との落差に矛盾を感じるでしょう」

保孝「新しい罪を設けて厳罰化を図るならいっそのこと、人を死なせた場合は15年以下としてほしい。そうすれば道交法のひき逃げと併合で最高懲役22年半（15年に、2分の1の7年半を加算して）。逃げた方が罪が重くなりうる。法の抜け穴をふさぐという私たちの願いもかなう」

――交通事故は誰でも犯す可能性がある。「過失犯」への厳罰化に批判的な声もある。

郁美「川口の事故のように常習的な脇見運転で4人も亡くなって、懲役5年でいいのか。多くの人がおかしいと思うでしょう。これまで限りなく故意犯に近いのに過失犯にしか問えなかった悪質な事故に対し、厳しい罰を言い渡せるシステムがあっていいのでは」

――娘2人を事故で失ってから8年になる。

郁美「法改正のための運動もまだ続けるが、今後は日本でも加害者に本格的な更生・教育プログラムを取り入れる活動にも力を入れたい。昨年、米国で効果をみせている制度を見学してきた」

保孝「私たちは厳罰化だけで悪質・危険な運転がなくなると考えていない。最終的には飲酒運転を繰り返す加害者の心理と行動を変えていかないと。事故を起こす前に防ぐことが大切。続けてきた講演活動にも、そうした思いを込めている」

（敬称略）

交通事故関連法の刑罰（上限）

【現行法】
- ●刑法・危険運転致死傷罪→20年
- ●　同・業務上過失致死傷罪→5年
- ●道路交通法（ひき逃げ）→5年
- ●　同　（酒酔い運転）→3年

【改正案】
- ●刑法・自動車運転過失致死傷罪→7年
- ●道路交通法（ひき逃げ）→10年
- ●　同　（酒酔い）→5年